

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>(見込額を記載する場合におけるその旨の記載)</p> <p><u>5-8-2-2</u> 開示府令第8条第2項の規定により提出しようとする開示府令第2号の四様式又は第2号の七様式による有価証券届出書における、次に掲げる記載については、これらの見込額についての算定根拠を記載することができる。ただし、開示府令第9条第9号に掲げる場合に提出しようとする有価証券届出書においては、当該算定根拠の記載を要しないことに留意する。</p> <p>① 開示府令第2号様式記載上の注意(9)cの規定により、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」について見込額を記載する場合におけるその旨の記載</p> <p>② 同様式記載上の注意(19)aの規定により、「払込金額の総額」について見込額を記載する場合におけるその旨の記載</p> <p>③ 同様式記載上の注意(22)aの規定により、「売価額の総額」について見込額を記載する場合におけるその旨の記載</p> <p>(上場承認前に提出する有価証券届出書の記載)</p> <p><u>5-8-2-3</u> 開示府令第9条第9号に掲げる場合に提出しようとする有価証券届出書の記載に当たっては、次に掲げる欄又は事項について、一定の期間の範囲により記載することができることに留意する。</p> <p>① 「申込期間」の欄</p> <p>② 「払込期日」の欄</p> <p>③ 株式受渡期日</p> <p>④ 「発行価格」、「売出価格」、「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」の決定予定時期</p> <p>(資金使途の記載)</p> <p>5-8-3 「手取金の使途」の欄については、例えば、直接の使途を預貯金とした後、最終的な使途を設備資金とするなど、直接の使途に加え、最終的な使途が決定されている場合は両者とも記載するなど、個別の事情等に応じ詳細な記載を行うものとする。また、手取金の総額について、見込額を記載する場合には、その旨を記載するとともに、その算定根拠も記載することができる。ただし、開示府令第9条第9号に掲げる場合に提出しようとする有価証券届出書においては、当該算定根拠の記載を要しないことに留意する。</p> <p>なお、株券及び新株予約権証券を発行する場合、新株予約権証券においては割当予定先の権利行使時期や行使数量により調達時期及び調達額が左右されるため、手取金の使途の記載にあたっては、株券と新株予約権証券とを区分して記載することが考えられる。</p> <p>(上場承認の日に提出する訂正届出書への監査報告書の添付)</p> <p><u>7-2-2</u> 開示府令第9条第9号に掲げる場合において、同号に定める事項を記載しないで有価証券届出書を提出した後に、多数の者を相手方とする有価証券の募集又は売出しを行うため、当該有価証券届出書の訂正届出書（上場承認の日と同日に提出するものに限る。）を提出する場合には、当該訂正届出書には、財務諸表を記載するとともに、当該財務諸表に係る監査報告書を添付することに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(資金使途の記載)</p> <p>5-8-3 「手取金の使途」の欄については、例えば、直接の使途を預貯金とした後、最終的な使途を設備資金とするなど、直接の使途に加え、最終的な使途が決定されている場合は両者とも記載するなど、個別の事情等に応じ詳細な記載を行うものとする。また、株券及び新株予約権証券を発行する場合、新株予約権証券においては割当予定先の権利行使時期や行使数量により調達時期及び調達額が左右されるため、手取金の使途の記載にあたっては、株券と新株予約権証券とを区分して記載することが考えられる。</p> <p>(新設)</p>

24 の 5-3 法第 24 条第 1 項本文の規定の適用を受けない会社でその事業年度が 6 月を超えるものの発行する有価証券が同項第 1 号から第 3 号までに掲げる有価証券に該当することとなった場合における当該会社の半期報告書については、その該当することとなった日が事業年度開始の日から 6 月以内の日であるときのみ、当該事業年度が開始した日以後 6 月間の半期報告書の提出を要することに留意する。

ただし、当該会社の発行する有価証券が、当該事業年度開始の日から 6 月以内の日に、法第 24 条第 1 項第 3 号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第 9 条第 9 号に掲げる場合に同号に定める事項を記載していない有価証券届出書を提出した場合に限る。）であって、当該会社の事業年度開始の日から 6 月を経過した日から起算して 3 月以内の期間に、当該有価証券について、当該有価証券届出書に係る訂正届出書（第 2 四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表を記載したものに限る。）を提出したときは、この限りでないことに留意する。

（本邦以外の地域で上場承認前に株券の募集又は売出しをする場合の臨時報告書の提出時期）

24 の 5-8-2 開示府令第 9 条第 9 号に掲げる場合に同号に定める事項を記載しない有価証券届出書を提出しようとするときであって、同号に規定する株券の募集又は売出しが本邦以外の地域において行われるときは、当該有価証券届出書を提出したときが開示府令第 19 条第 2 項第 1 号に規定する「募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合」に該当することに留意する。この場合、開示府令第 9 条第 9 号に定める事項は未定のままで臨時報告書を提出できることに留意する。

ただし、開示府令第 19 条第 2 項第 1 号括弧書に規定する場合には、臨時報告書の提出を要しないことに留意する。

24 の 5-3 法第 24 条第 1 項本文の規定の適用を受けない会社でその事業年度が 6 月を超えるものの発行する有価証券が同項第 1 号から第 3 号までに掲げる有価証券に該当することとなった場合における当該会社の半期報告書については、その該当することとなった日が事業年度開始の日から 6 月以内の日であるときのみ、当該事業年度が開始した日以後 6 月間の半期報告書の提出を要することに留意する。

（新設）